

8月
27日~

皆さんをお迎えする日に向けて

8月27日から岐阜県が緊急事態措置区域に指定されたことに伴い、町内公共施設等は期間中、休館・休場することになりました。

町民の皆さんの姿がなく静かな施設の中では、皆さんを再びお迎えする日のため、施設の整備など、職員が今できることを進めています。

子育て支援センター「おひさま」では、センターを久しぶりに訪れるお子さんに喜んでもらえるよう、「ばら菜」と写真が撮影できるボードを作製中。措置区域の指定が解除された際は、ぜひ遊びにきてください。



9月
8日

学ぼう税の大切さ 租税教室



町内4小学校の6年生を対象に、納められた税金がどのように使われているかを学ぶ「租税教室」が行われています。南平野小学校には役場税務課職員が講師として訪れ、税について説明しました。

授業の後半には“税金がなくなった世界”をテーマにしたDVDを鑑賞し、税金によって火災対応や医療制度の維持がされていることを学びました。

授業を終え、児童は「税が様々なことに使われて社会を支えていることが分かった」と感想を話してくれました。

9月
19日

こども農業体験に向けてじゃがいもを植え付け

青年のつどい協議会では、じゃがいもの植え付けと収穫を行う「こども農業体験」を計画していましたが、緊急事態措置区域の指定に伴い、植え付けは協議会のみで行いました。

当日は協議会員ら9名が参加。12月の収穫体験の際に楽しんでもらえるよう、種芋およそ100個を丁寧に植え付けました。

参加した会員は「植え付け体験の中止は残念ですが、12月にはたくさん収穫してもらえそうです。楽しみに待っていてください」と話されました。

